

●百条調査の結果について ●フランス視察渡航に関する 監査結果について



樋口 重喜 議員

Q 百条調査の結果について

これは、一通の投書からです。四月三日に監査請求し補助金詐欺で十名の村民が刑事告発をし、受理されています。一方、百条委の調査から三月三十日に村長室で、村長、高村理三郎前議長、S教育長(当時)らが、早急に返金させて幕引きする話し合いがあった事実が判明した。

半年におよぶ百条委、議会の結論は、S教育長の他H前総務課長、高村理三郎前議長を偽証で村長を正当な理由なく書類提出を拒否したことで、法第百条違反の刑事告発が議決された。

① Hが初めから申請者に所有権が必要であることを知りながら、長男の妻に所有権があるように装い、村民の貴重な税金百万円を不正受給したと認定した。

② Hは証人喚問で、建設会社担当者が当該補助金に所有権はないと言ったから信じた、又、補助金要綱を事前に調べなかったと証言したが、建設会社担当者はHの証言を全面的に否定し、職員複数もHの要請で事前に説明したとの証言があり、議会はHを偽証での告発を議決した。

③ 偽証で告発決定されたS教育長を、教育行政のトップに置くことは、子どもたちや関係者の信頼を裏切ることで。

④ 村長自身も告発対象である。責

任の所在につき見解を求める。⑤ 議会は、当局の一部幹部による隠蔽を認定。当局の調査委員会はHの虚言を十分に検証せず、調査委の結果を誤らせ、調査結果は現在村のホームページから削除した。幹部職員らの行動に何らかの措置をとるのか

■村長 高村文教

まず、本件にかかわる百条委の結果について、委員各位に敬意を表する次第です。また、本事業について、心より深くおわびを申し上げます。

①と②の質問の二件についての処罰は、現時点では判断が非常に難しいと認識しています。一事不再理の原則、二重処分の可能性があり、懲戒処分を検討するには慎重が求められます。

③ S教育長の結果責任の、教育行政に与えた影響は少なからず、本人と十分に相談し、影響を最低限にとめられるよう努めます。

④ 私の資料提出拒否認定と議会告発については、情報公開条例等に基づき提出を控えました。法令遵守が信頼の形成へとつながると考えています。

⑤ 誤解を招いた点や調査に不十分な点があった。しかし現時点で隠蔽の認定は受け入れがたい。

本事業につき現状を心より反省し、一刻も早い事態の收拾に向け努力し、協力すべきは協力してまいりたいと考えています。

Q フランス視察渡航について

これは、オリンピック事前合宿誘致で、フランスに四月十日から十五日までの渡航費用約三百二十万円の支出に関する問題です。

当初、村長、前議長、教育長(当時)教育課長、教育課長補佐の予定だったが、条例で教育長の職務代理は教育課長であることに気づき急遽課長は取止めた。

開示請求で入手した関連資料によれば、四月三日に三社の相見積でK社と随契約している。

しかし、業者や課長等の証言から、実際は、金額も定かでないままK社への丸投げで、帰国後K社に他の二社の見積も取らせ、六月中旬に日付を四月三日で議案書を作成したと認めた。

①これは、村の財務規則第五十一条、および財務規則運用基準に違反。

②帰国後、K社に四月三日付の見積書を書かせ、同時に他の二社分の見積書の用意もするよう村担当者が指示した行為は、官製談合ではないのか。指示した村職員及びその責任者は、官製談合防止法第八条により刑事罰の対象となると考えるが、村長の明確な回答を求める。

■村長 高村文教

この経緯について監査結果が示され、最終的には契約自体は有効だが支出負担行為何いの起票事務は関係規定に違反すると

判断されています。村民の信頼を失うことになり、真に申しわけなく、再発防止に努めます。

■教育長 相浦 陽

この案件につきまして、大きな誤解と間違いを招きかねない不適切な事務で、看過できない問題であると認識しており、深く反省をしております。

Q 再質問

村長も、教育長も議会がチエック機関であることを、今回百条委を通してよくご覧になったと思う。その百条委も、村民の方々から「真相を明らかにしろ」との励ましの声が、議員諸兄を支えていたからです。村長、教育長はまだここを理解できていない。

教育長あなたは、一月七日の成人式の場に、どんな顔をして行くのですか? 「まじめに働け、正直に生きろ」と言えますか? さあ、どうでしょう。教育長の任命権者は、村長あなたです。又、官製談合についても村長の最後の回答を求めます。

■村長 高村文教

それでは、再質問に対して回答申し上げます。

ただいま、樋口議員からご指摘されたことをまた改めて確認しまして、適切な対応をしてまいりたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。